

平成19年3月31日現在における

経済産業省設備投資調査

公害防止設備投資調査票について

平成19年3月

経 済 産 業 省

この調査は、最近における各企業の設備投資の実績及び計画の実態あるいは設備投資と密接な関連を有する諸事項に関する企業の意識を迅速に把握し、もって行政上の資料に利用することを目的とするものです。

次の要領に従って調査票に記入のうえ、5月7日までに経済産業政策局産業資金課あて回答くださいますようお願いいたします。

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

調 査 票 記 入 要 領

一 般 事 項

- | | |
|----------------|--|
| 1. 調 査 時 点 | 平成19年3月31日現在 |
| 2. 調査票提出部数 | 1社で2以上の業種を兼営している場合、別表の業種分類表の 類ごとに各1部。 |
| 3. 業 種 区 分 | 業種分類表の 類の業種 |
| 4. 金 額 単 位 | 百万円。ただし、単位未満は四捨五入。 |
| 5. 年 度 区 分 | 会計年度(4月1日～3月31日) |
| 6. 提 出 期 限 | <u>平成19年5月7日(調査結果の公表早期化の観点から提出期限を厳守されるようお願いします。)</u> |
| 7. 提 出 先 | 経済産業省経済産業政策局産業資金課(同封の返信用封筒を御利用ください。) |
| 8. 問 い 合 わ せ 先 | 経済産業省産業技術環境局環境指導室
電話 03-3501-4665 |

[別表]

業種分類表

業 種 コ ー ド	業 種
1 0 0 1	繊維
1 0 0 2	パルプ・紙
1 0 0 3	化学
1 0 0 4	石油精製
1 0 0 5	窯業・土石
1 0 0 6	鉄鋼
1 0 0 7	非鉄金属
1 0 0 8	一般機械
1 0 0 9	電子機械
1 0 1 0	電気機械
1 0 1 1	自動車
1 0 1 2	その他製造業
2 1 0 1	電気
2 2 0 1	ガス
2 2 0 2	熱供給
2 2 0 4	鉱業

公害防止設備投資調査票

1. 「1表 公害防止施設投資額及び全設備投資総額（工事ベース）」

- (1) 工事の完了に伴い取得する設備の価額を年度の区分に応じて公害防止施設等の種類ごとに記入してください。
- (2) 各種の公害防止施設の範囲については、別表1のとおりとしますので、これに従ってください。
- (3) 「公害防止施設」とは公害防止施設のほか、その設置のために直接に必要な土地及び建物を含めることとします。
- (4) 「当該業種に係る全設備投資総額」とは、生産に直接必要とされる設備であるか否かを問わず、すべての投資額であり、土地の取得価額をも含めたものとします。
ただし、2以上の業種を兼営している場合には、本調査票に係る業種に関する設備投資額のみを記入してください。
したがって、本欄の数字は「設備投資調査票（本票）」の取得設備投資額計と一致します。
- (5) 「3表 特定公害防止施設に対する設備投資額（工事ベース）」表が内数となるよう御注意願います。

2. 「2表 現在設置している特定公害防止施設の価額」

- (1) 「特定公害防止施設」とは、「大気汚染防止施設」、「水濁汚染防止施設」、「産業廃棄物処理施設」に係る施設のうち、別表2（特定公害防止施設の範囲）に掲げるものを指します。
- (2) 「取得価額」の欄には当該特定公害防止施設の取得に要した金額を、「残存価額」の欄には平成19年3月31日現在における帳簿価額をそれぞれ記入してください（平成19年3月31日現在の数字が取れない場合は最近時点の帳簿価額によることとし、その場合は、調査票の余白にいつ時点の価額によったかを書き添えてください。）

税制改正に伴って以下のとおり調査項目を変更させていただきますのでご注意ください。

平成17年4月1日より、以下のように変更

- ・「揮発性有機化合物排出抑制設備」を追加

平成18年4月1日より、以下のように変更

- ・「ばい煙処理用設備（七十メートル以上の煙突）」を廃止

3. 「3表 特定公害防止施設に対する設備投資額（工事ベース）」

- (1) 工事の完了に伴い取得する設備の価額を年度ごとに記入してください。
- (2) 記入の仕方については、「1表」の記入要領に準じてください。なお、2.にあるとおり、税制改正に伴い調査項目が変更になっておりますので御注意ください。
- (3) 3表は1表の内数となることに御注意ください。（以下(4)～(6)を御確認ください。）
- (4) 3表の「ばい煙処理施設（うちダイオキシン類排出削減設備、窒素酸化物処理施設、指定物質回収施設、揮発性有機化合物排出抑制設備）」の合計は、1表の「大気汚染防止施設」の内数となります。

(コード 1 1 コード31-1 + コード31-2 + コード31-3 + コード31-4 + コード31-5)

- (5) 3 表の「C O D 処理施設、窒素処理施設、磷処理施設、地下水浄化施設、ダイオキシン類排出削減設備、土壌浄化施設(注:平成 1 4 年度より追加)」の合計は、1 表の「水質汚濁防止施設」の内数となります。

(コード 1 2 コード32-1 + コード32-2 + コード32-3 + コード32-4 + コード32-5 + コード32-6)

- (6) 3 表の「高温焼却施設、鋳物廃砂処理施設、廃 P C B 等処理装置、廃棄物焼却溶融施設(注:平成 1 4 年度より追加)」の合計額は、1 表の「産業廃棄物処理施設」の内数となります。

(コード 1 5 コード33-1 + コード33-2 + コード33-3 + コード33-4)

- (7) 土地取得価額は含まれないことに御注意ください。

4 . 「4 表 租税特別措置法上特別償却制度の対象となっている公害防止施設投資額(工事ベース)」
本税制の対象となる設備は、別表 3 (1 6 頁公害防止用設備の特別償却制度の対象) のとおりです。「平成 1 7 年度実績額」については実際に税務署において税制の対象として認められたものを、「平成 1 8 年度実績見込額」については、別表 3 の設備に該当し、税務署において税制の対象として認められると見込まれるものを記入してください。

- (2) 「平成 1 8 年度実績見込額」及び「平成 1 9 年度計画額」については、別紙 1 (公害防止用設備の特別償却制度について)、別紙 2 (通商産業省告示第 8 7 6 号) をよくご理解の上、記入してください。

税制改正に伴って以下のとおり調査項目を変更させていただきますのでご注意ください。

平成 1 7 年 4 月 1 日より、以下のように変更

- ・「揮発性有機化合物排出抑制設備」を追加

平成 1 8 年 4 月 1 日より、以下のように変更

- ・「ばい煙処理用設備(七十メートル以上の煙突)」を廃止

(別表 1)

公害防止施設（直接公害防止のために使用され、 又は使用されることになる土地を含む）の範囲

1. 大気汚染防止施設

(1) 硫黄酸化物を処理する施設

排煙脱硫装置、すなわち、硫黄酸化物を洗浄（吸収を含む。）中和、吸着又は還元の方法により処理するための装置

の装置に附属する次の掲げる機械その他の施設で、専ら硫黄酸化物の処理の用に供されるもの

- a. ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く）
- b. ガス冷却器
- c. 通風機
- d. 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る）
- e. 塔及び槽（洗浄液を供給するためのものに限る）
- f. 洗浄液再生装置
- g. 吸着剤再生装置
- h. ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む）
- i. 計測装置及び自動調整装置
- j. 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る）

(2) 窒素酸化物を処理する施設

排煙脱硝装置、すなわち、窒素酸化物を洗浄（吸収を含む。）中和又は吸着の方法により処理するための装置

の装置に附属する次に掲げる機械その他の施設で、専ら窒素酸化物の処理の用に供されるもの

- a. ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く）
- b. ガス冷却器
- c. 通風機
- d. 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る）
- e. 塔及び槽（洗浄液を供給するためのものに限る）
- f. 洗浄液再生装置
- g. ミスト除去装置（これに附属する変圧器及び整流器を含む）
- h. 計測装置及び自動調整装置
- i. 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る）
- j. アンモニア貯蔵設備
- k. アンモニア供給設備（水蒸気、窒素、空気による希釈装置を含む）

- l. 触媒供給・再生装置
- m. 熱交換装置（排煙脱硝装置を動かすのに必要なものに限る）

二段燃焼、排ガス再循環等の燃焼方法を変更することによって窒素酸化物を抑制するために必要な装置及びそれを運転するために必要な分析・計測機器

(3) ばいじんを処理する施設

ばいじんを重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により集じん又は除じんをするための装置

の装置に附属する次に掲げる機械その他の施設で、専ら集じん又は除じんの用に供されるもの

- a. ガス導管（煙突に連なるガス導管を除く）
- b. ガス冷却器
- c. 通風機
- d. 空気圧縮機（バグフィルターに付着したばいじんを除くためのものに限る）
- e. 変圧器又は整流器（電気捕集の方法により集じんするための装置に附属するものに限る）
- f. ダスト取出機
- g. ダスト運搬機
- h. ダスト貯留器
- i. 計測装置及び自動調整装置
- j. 水管（ばい煙を処理するための水又は蒸気を通ずるためのものに限る）
- k. 水路、ポンプ、池及び槽（洗浄廃液を処理するためのものに限る）

(4) 有害物質を処理する施設

有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物）を処理する施設

(5) 高さ 70 m 以上の煙突（集合煙突に連なる煙道を含む）

平成 18 年 3 月 31 日までに購入したものに限る。

(6) 粉じんを防止する施設

(3)に掲げる処理施設、散水、被覆の装置、無遠装炭装置、ハードル、フィルター及びその附属設備

(7) 特定物質を処理する施設

特定物質（アンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二酸化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫酸（三酸化硫黄を含む。）、弗化珪素、ホスゲン、二酸化セレン、クロルスルホン酸、黄燐、三塩化燐、臭素、ニッケルカルボニル、五塩化燐及びメルカプタン）を処理する施設

(8) 大気汚染防止法附則第 9 項に規定する指定物質（以下「指定物質」という。）を回収・処理する施設

指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）を回収・処理する施設

(9) ダイオキシン類を処理する施設

ダイオキシン類排出削減設備、すなわち、ダイオキシン類を重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、中和、吸着、分解又は燃焼の方法により処理する若しくは急冷することによりダイオキシン類の再合成を抑制するための装置。

の装置に附属する次にあげる機械その他の施設で、専らダイオキシン類の処理の用に供されるもの

- a. 排気管
- b. 放出筒
- c. 誘引通風機
- d. 空気圧縮機
- e. ダスト取出機
- f. ダスト搬送機
- g. ダスト貯りゅう機
- h. ミスト除去機
- i. 計測装置及び自動調整装置
- j. 予熱機
- k. 調整弁
- l. 変圧器
- m. 整流器
- n. 廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る）
- o. 電動機、ポンプ又は配管

(10) 大気汚染防止法第 2 条第 4 項に規定する揮発性有機化合物（以下、揮発性有機化合物）を処理する設備

(11) その他の大気汚染防止施設

重油脱硫設備、悪臭防止施設、天然ガス等大気汚染防止対策に資する燃料に転換するための燃料及び貯留施設等、(1)から(9)に属さない大気汚染防止施設

(12) 大気汚染防止施設を取得するために設置した土地、建物

2．水質汚濁防止施設

(1) 化学的酸素要求量に係る汚染負荷量を処理する施設（以下「COD処理施設」という）

次に掲げる機械その他の設備で、専ら化学的酸素要求量に係る汚染負荷量进行处理させる装置

- a. 濃縮又は燃焼装置
- b. 酸化装置
- c. 凝集沈殿装置
- d. 凝集加圧浮上装置
- e. 生物化学的处理施設
- f. ろ過装置
- g. 吸着装置
- h. その他の化学的酸素要求量に係る汚染負荷量进行处理するための装置

上記設備に附属する電動機、ポンプ、配管、計測装置、自動調整装置その他の附属設備

(2) 磷进行处理する施設

次の掲げる機械その他の設備で、専ら磷进行处理する装置

- a. 凝集沈殿装置
- b. 生物化学的处理施設
- c. 晶析装置（凝集沈殿装置等既存の処理設備の範疇に入らない新しい処理施設であり、専ら磷の除去を目的とするもの）
- d. その他の磷を除去するための装置

上記設備に附属する電動機、ポンプ、配管、計測装置、自動調整装置その他の附属設備

(3) 窒素进行处理する施設

次の掲げる機械その他の設備で、専ら窒素进行处理する装置

- a. 濃縮又は燃焼装置
- b. 蒸発洗浄又は冷却装置
- c. 生物脱窒处理装置
- d. 吸着装置
- e. その他の窒素に係る汚染負荷量进行处理するための装置

上記設備に附属する電動機、ポンプ、配管、計測装置、自動調整装置その他の附属設備

(4) ダイオキシン類进行处理する施設

次に掲げる機械その他の設備で、専らダイオキシン類进行处理する施設

- a. 吸着处理装置
- b. 逆浸透膜装置
- c. 紫外線・オゾンによるダイオキシン類分解装置

上記設備に附属する電動機、ポンプ、配管、計測装置、自動調整装置その他の附属設備

(5) 汚水又は廃液进行处理する施設及び除害施設（（１）～（４）に掲げる施設を除く）

次に掲げる機械その他の設備で、専ら汚水又は廃液进行处理する装置及び除外する装置

- a. 沈殿又は浮上装置
- b. 油水分離装置

- c. 沈殿処理装置
- d. ろ過装置
- e. 濃縮又は燃焼装置
- f. 中和装置
- g. 酸化又は還元装置
- h. 凝集沈殿装置
- i. 凝集加圧浮上装置
- j. イオン交換装置
- k. 生物化学的処理装置
- l. 脱フェノール装置
- m. 脱臭装置
- n. 吸着装置
- o. その他の水質汚濁防止装置（ただし、地下浸透装置を除く）

(6) 地下水浄化施設

地下水浄化施設（井戸、冷却装置、分解装置、生物化学的処理装置、濾過装置、吸着装置、ばっき装置、沈殿又は浮上装置、イオン交換装置、汚泥処理装置、燃焼装置、乾燥装置、加熱装置、洗浄装置、中和装置、酸化又は還元装置、輸送装置、貯溜装置、油水分離装置、気液分離器及び電氣的処理装置並びにこれらに附属するフード、送風機、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備）

(7) 土壌浄化施設

土壌浄化施設（井戸、冷却装置、分解装置、生物化学的処理装置、濾過装置、吸着装置、ばっき装置、沈殿又は浮上装置、イオン交換装置、汚泥処理装置、燃焼装置、乾燥装置、加熱装置、洗浄装置、中和装置、酸化又は還元装置、輸送装置、貯溜装置、油水分離装置、気液分離器及び電氣的処理装置並びにこれらに附属するフード、送風機、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備）

(8) 海水汚濁防止施設（船舶廃油の処理施設）

受入れ設備、油水分解設備（廃油の油水分離を連続して行うもので、処理能力が毎時10トン以上のものに限る）回収油貯留装置、固定物処理設備、焼却設備（廃油の焼却を連続して行うもので、ばい煙処理装置を有し、その他の処理能力が毎時0.5トン以上のものに限る）及び排水設備並びにそれらの設備を積載する廃油処理船の船体（自航能力を有しないものに限るとし、これに積載する工具、器具及び備品を除く）

(9) (1)から(8)までに属しない水質汚濁防止施設

(10) 水質汚濁防止施設を設置するために取得した土地建物等

3．騒音、振動防止施設

騒音、振動の防止を主目的とするものであって、次のようなものをいう。

- a. 消音装置（消音器、消音ダクト等）
- b. 吸音板
- c. 防音板
- d. カバー
- e. その他騒音、振動防止のための施設（塀、壁、衝立、二重窓、吊り基礎、防振ゴム、遮音板、空気バネ、防振スプリング、フレキシブルジョイント）
- f. 計測装置
- g. 騒音振動防止施設を設置するために取得した土地建物等

4．産業廃棄物処理施設

- (1) 産業廃棄物を焼却又は物理的（脱水、分解、溶融、固化、乾燥、圧縮、分離、破碎、コンクリート固型化、洗浄等）、化学的（中和、無毒化、安定化等）若しくは生物学的な方法により処理（再生を含む）するための装置又はこれらに附属する施設
- (2) 産業廃棄物を処理（再生を含む。）するために収集、貯留又は搬送するための施設及びこれらに附属する施設
- (3) 産業廃棄物の最終処分場及びこれらに附属する施設
- (4) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を含む）を設置するために取得した土地建物等

5．公害防止関連施設

- (1) 1 から 4 までのいずれにも含まれない設備であって、主として公害防止の目的で設置された施設（緊急用低硫黄燃料貯留装置、有効成分回収装置、深層取水装置等及びその附属設備。ただし、地下浸透装置を除く）
- (2) 公害防止の目的で、従来の生産施設に比し、著しく公害防止効果の大きい生産施設（生産性が高いため、公害防止の目的でなくても、その導入が当然に行われるものは除く）
例えば、食塩製造用隔膜法食塩電解設備、無振動鍛造機、無振動鋳型造形機、二段触媒式硫酸製造装置、N S P キルン、無電解メッキ装置等
- (3) (1)又は(2)の施設を設置するために取得した土地建物等

(別表 2)

特定公害防止施設の範囲

1. ばい煙処理施設

(1) 槽及び塔(木造及び合成樹脂造のものを除く)

(2) 煙突(高さが70メートル以上のものに限る)

平成18年3月31日までに購入したものに限る。

(3) ばい煙処理装置(この装置に附属する排気管、放出筒、ガス冷却器、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト吸出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう器、ミスト除去機、計測装置、自動調整装置、変圧器、廃ガス導管(装置本体から煙突入口までの部分に限る。))ポンプ又は配管を含む)
(注:平成12年4月1日以降の時点の帳簿価額を記載する場合、以下(4)ダイオキシン類排出削減装置)については記載すること)

(4)ダイオキシン類排出削減装置(次の各号の一に該当するものに限る。)

燃焼分解装置(この装置に附属する排気管、放出筒、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう器、計測装置、自動調整装置、予熱機、調整弁、変圧器、整流器、廃ガス導管(装置本体から煙突入口までの部分に限る)電動機又は配管を含む)

触媒分解装置(この装置に附属する排気管、放出筒、誘引通風機、予熱機、変圧器、整流器、廃ガス導管(装置本体から煙突入口までの部分に限る)電動機又は配管を含む)

廃ガス冷却装置(この装置に附属する排気管、放出筒、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう器、ミスト除去機、計測装置、自動調整装置、調整弁、貯水タンク、変圧器、整流器、廃ガス導管(装置本体から煙突入口までの部分に限る)電動機、ポンプ又は配管を含む)

2. 窒素酸化物処理施設

窒素酸化物抑制装置(次の各号の一に該当するものに限る)

燃焼用空気の供給を2段に分けてその供給を制限した状態で燃焼させることにより窒素酸化物の発生を低減する方式のもので、専らその用に供する空気用ダクト及びダンパー

燃焼用空気に燃焼排ガスの一部を混入して燃焼温度を低下させることにより窒素酸化物の発生を低減する方式のもので、専らその用に供する排ガス用ダクト、排ガス混合機、排ガス再循環通風機及びダンパー

油に水を混ぜて乳化させたものを燃料として使用して燃焼温度を低下されることにより窒素酸化物の発生を低減する方式のもので、専らその用に供する貯留装置、ろ過装置、計測装置、自動調整装置、混合機、ポンプ及び配管

燃焼室に水又は水蒸気を噴射して燃焼温度を低下させることにより窒素酸化物の発生を低減する方式のもので、専らその用に供する貯留装置、ろ過装置、純水処理装置、計測装置、噴射装置、自動調整装置、ポンプ及び配管（これらと同時に設置する専門の廃熱利用ボイラーを含む）

前4号に掲げる方式を併用するもので専らその用に供する当該各号に掲げる装置

3．指定物質回収・処理用施設

- (1) 活性炭吸着式回収装置（大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質（以下「指定物質」という）を活性炭により吸着して回収するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の冷却器、凝縮器、曝気装置、ボイラー、加熱器、貯留器、送風機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、電動機、ポンプ、排気管、排ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む）
- (2) 燃焼式処理装置（指定物質直接燃焼方式、触媒燃焼方式又は蓄熱加熱方式により分解して処理するものに限るものとし、これと同時に設置する専門の加熱器、熱交換器、ボイラー、中和装置、貯留器、送風機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、電動機、ポンプ、排気管、排ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む。）
- (3) 蒸留式回収装置（不純物の混入した液状の指定物質を空気吸込方式、減圧方式により蒸留して回収するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の冷却器、圧縮機、凝縮機、分離機、加熱器、熱交換器、ボイラー、貯留器、送風機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、電動機、ポンプ、排気管、排ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）又は配管を含む。）

4．揮発性有機化合物排出抑制設備

- (1) 直接燃焼装置（揮発性有機化合物を燃焼室の出口における温度が六百五十度以上の状態でバーナーにより燃焼するものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置（揮発性有機化合物の発生源を密閉し、その内部の揮発性有機化合物を吸気して当該排出抑制装置に誘引するものに限る。以下この表において「密閉装置」という。）ミスト除去機、熱交換器、冷却器、計測装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ、中和装置、攪拌機、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む。）
- (2) 触媒燃焼装置（揮発性有機化合物を温度が二百度以上の触媒（白金、マンガン又はパラジウムに限る。）と反応させるものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、熱交換器、冷却器、計測装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ、中和装置、攪拌機、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む。）
- (3) 蓄熱燃焼装置（揮発性有機化合物を温度が八百度以上の蓄熱体に接触させるものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、熱交換器、冷却器、計測装置、自動調整

装置、送風機、電動機、ポンプ、中和装置、攪拌機、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む。）

- (4) 吸着処理装置（揮発性有機化合物を活性炭又はゼオライトにより吸着して回収するものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、加熱器、冷却器、ボイラー、圧縮機、凝縮器、計測装置、自動調整装置、中和装置、攪拌機、分離器、貯留器、曝気装置、送風機、電動機、ポンプ、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む。）
- (5) 冷却凝縮装置（揮発性有機化合物を冷却して液状で回収するものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、圧縮機、貯留器、計測装置、自動調整装置、ミスト除去機、送風機、電動機、ポンプ、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む。）
- (6) 吸収分離装置（揮発性有機化合物を水、油又はアルコールで吸収して回収するものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、圧縮機、貯留器、計測装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）放出筒又は配管を含む。）

5．COD処理施設

- (1) 次の掲げる機械その他の設備で、専ら化学的酸素要求量に係る汚染負荷量进行处理させる装置
- 濃縮又は燃焼装置
 - 蒸発洗浄又は冷却装置
 - 酸化装置
 - 凝集沈殿装置
 - 生物化学的处理装置
 - 吸着装置
 - その他の化学的酸素要求量に係る汚染負荷量进行处理するための装置

- (2) 上記設備に附属する電動機、ポンプ、配管、計測装置、自動調整装置その他の附属設備

6．窒素処理施設

- (1) 次の掲げる機械その他の設備で、専ら窒素进行处理する装置
- 濃縮又は燃焼装置
 - 酸化装置
 - 生物脱窒处理装置
 - 吸着装置
 - その他の窒素に係る汚染負荷量进行处理するための装置

- (2) 上記設備に附属する電動機、ポンプ、配管、計測装置、自動調整装置その他の附属設備

7．燐処理施設

(1) 次の掲げる機械その他の設備で、専ら燐を処理する装置

凝集沈殿装置

生物化学的処理装置

晶析装置（凝集沈殿装置等既存の処理施設の範疇に入らない新しい処理施設であり、専ら燐の除去を目的とするもの。）

その他の燐を除去するための装置

(2) 上記設備に附属する電動機、ポンプ、配管、計測装置、自動調整装置その他の附属設備

8．地下水浄化施設

別表1 2.(6)に同じ

(注：平成12年4月1日以降の時点の帳簿価額を記載する場合、以下(8．ダイオキシン類排出削減装置)についても記載すること。)

9．ダイオキシン類排出削減装置（次の各号の一に該当するものに限る）

吸着装置（この装置に附属する搬送装置、貯りゅう装置、計測装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む）

紫外線及びオゾン併用分解装置（この装置に附属する搬送装置、貯りゅう装置、計測装置、自動調整装置、中和装置、排オゾン分解装置、電動機、ポンプ又は配管を含む）

逆浸透膜分離装置（この装置に附属する搬送装置、貯りゅう装置、計測装置、自動調整装置、乾燥装置、電動機、ポンプ又は配管を含む）

10．土壌浄化施設

別表1 2.(7)に同じ

11．高温焼却施設

高温焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物（廃油及び廃プラスチック類を除く）を燃焼室の出口における温度が800度以上の状態で燃焼することができる固定式のもので、その焼却能力は毎時20kgを超えるものに限るものとし、この装置に附属する搬送装置、破碎装置、貯留装置、排気管、放出筒、送風機、計測装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む）

12．廃 P C B 等処理施設

廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設

廃 P C B 等又は P C B 処理物の分離施設

P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗浄施設又は分離施設

13．廃棄物焼却溶融施設

廃棄物焼却溶融施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 1 2 号及び第 1 3 号の 2 に規定する産業廃棄物の焼却施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 2 条の 2 第 6 項に規定するガス化改質方式の焼却施設に限る。) で、焼却装置及びこれに附属する油水分離装置、中和装置、破碎装置、搬送装置、貯留装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の付属設備を含む)